

事前に懇談会委員の方からいただいたご意見

第 2 回改訂検討懇談会（2019/8/23 開催分）

「2 民営化の必要性と基本姿勢」、「3 基本的なスケジュール」、
「4 民営化園の公表等」、「5 事業者の公募・選定」についての意見

2019.8.19

2019.8.21 追記

◆1 改定の趣旨

これまでの経過が分かりやすくなったと思います。

4つ目の○、および【ガイドライン改定の趣旨】「(前略) 区立保育園が培ってきた保育の継承・発展を図り、保護者の理解と協力を得ていきます。」

⇒意見) 下記への変更を提案します

「(前略) 区立保育園が培ってきた保育の継承・発展を実現します。また保護者の要望を適切に取り入れ、合意を得ながら進めてまいります。」

◆2 民営化の必要性と基本姿勢

(1) 民営化の必要性

⇒意見)

- ① 内容として、ガイドラインの主旨からは逸れるので「2 民営化の必要性と基本姿勢」の項目自体を別の独立した資料として設けるのが良いかと思います。
- ② 保育費用の内訳（保護者が支払う保育料／区、都、国からの補助）や、掲載されている「保育関連経費の内訳」のグラフ資料は、一般の保護者には理解が難しいので解説文を付けていただくと助かります。
- ③ 民営化によって実現することを明記いただくと理解しやすいと思います。
- ④ 「○民営化後の主な変更点等は、本ガイドライン 16・17 ページの「巻末資料」に記載しています。」とありますが、巻末資料の「民営化後の主な変更点等」を、現状と民営化後の比較（変わる点・変わらない点）の対照表にいただくと理解しやすいと思います。
- ⑤ 中瀬保育園の民営化の説明会では、保護者から民営化そのものに対する質問が何度もあがりました。そのためこの部分の資料とガイドラインは当該保育園の民営化決定後、決定通知とともにすぐに配布されるのが望ましいと考えます。

(2) 民営化の基本姿勢等

【民営化の基本姿勢】

⇒意見) 下記の追加を提案します。

「◆職員が働き続けられる良好な労働条件を整備・維持する。」

「◆民営化後も、認可保育園の設置・選定責任は区にあるものとし、保育の最終的な責任は区が負う。」

◆3 基本的なスケジュール

⇒意見)

- ① 民営化決定後、文書での通知に加えて、直ちに保護者説明会を開催してください。
- ② スケジュールに示されている以外でも、保護者からの要望があった場合には説明会を随時開催してください。
- ③ 中瀬保育園では、説明会の場で資料が配布されましたが、説明会の最中にすべてに目を通す時間はありません。説明会の理解度を深めるためにも、資料と質問票は説明会の前に配布してください。

◆4 事業者の公募・選定

(2) 選定委員会の構成

「○保護者代表2名」

⇒意見) 区職員5名に対し、2名ではバランスに欠けると感じます。民営化時の該当年齢の保護者が各1名ずつ参加できるよう、「3～4名」への変更を希望します。

(4) 事業者の参加資格

「○公募要項に盛り込む参加資格は、上記（下記の誤り？）に加え、次の項目を基本とし、選定委員会で審議・決定します。」

⇒確認) 『基本』ということは、「これ以下の要件にならないことは保証される」という理解で良いでしょうか。

【公募要項に盛り込む参加資格】

「(前略) 法人として当該認可保育所等の運営実績が3年以上あること。(後略)」

⇒意見) 「3年」では、0～5才すべての保育園行事を経験していないため、最低で「6年以上」に引き上げたいと考えます。たとえば3才と5才では日常の過ごし方や季節ごとの行事、小学校への進学準備など、まるで異なります。先の見通しをもって保育できるよう、0～5才を一巡した経験をしていることが望ましいと思います。

また下記2点の追記を提案します。

・「保育士の人件費比率が70%以上であること。」…国や地方自治体は、保育士に十分な待遇を確保するための人件費割合を「70%程度」と想定し補助していることから、適切に補助金を運用している法人に応募いただきたいと考えます。人件費率については審査で判断するのではなく、必要最低限の参加資格として盛り込みたいと考えます。

・「労働法令違反を指摘されたことがない。」

(5) その他の応募条件

⇒意見)

○応募条件の違反への対応について、項目を追加してください。

事業者決定後および民営化移行後、応募条件に違反あった場合（職員の欠員や欠格、労基法違反など）の対応（罰則や契約解除など）の明記を希望します。

【運営に関する条件】

「⑤情報公開、個人情報保護、危機管理、給食、感染症などのマニュアルを作成すること。」

⇒意見) 「危機管理」の内容が漠然としているので「危機管理（日常の安全管理、防犯対策、防災対策、非常時の対応など）」としてください。また作成後は、全職員が理解するための講習を実施すること、保護者にもその概要

を周知することを加えてください。

⇒その他 意見)

現在、区立保育園で利用している制度（日本スポーツ振興センターの災害共済旧制度、災害時子ども安全連絡網配信サービス）の継続、あるいは代替するものの利用を義務づけてください。

【職員に関する条件】

②施設長について

⇒意見) 下記2点の追加を提案します。

・「認可保育園における5年以上の経験」 …認可保育園とその他の施設では、内容も性質も異なります。認可保育園での経験も必須としてください。

・「原則として、3～5年は異動させないこと。やむをえず移動がある場合は、事前に後任者を置き、保護者へ十分な説明を行うこと。」 …前回配布の素案変更箇所一覧「保護者の意見」を参照。

③常勤保育士について

⇒意見) 下記の追加を提案します。

・「退職者が出る場合には、事前に後任者を配置し、配置基準に欠員を出さないこと。」…前回配布の素案変更箇所一覧「保護者の意見」を参照。

⑤「(前略) 当該園の現在の職員配置を考慮すること。」

⇒意見) 下記への変更を提案します。

「(前略) 当該園の現在の職員配置を基本的に引き継ぐこと。」 …より実行性の強い文言に変更を希望します。上井草保育園では、朝夕の非常勤職員が削られたために保育の質が低下した例を在園保護者から聞き、懸念しています。

⑧「調理業務及び用務業務は、外部の事業者へ委託できることとする。」

⇒意見) 下記への変更を提案します。

「調理業務及び用務業務は、専任の従業者を配置すること。業務は外部の事業者へ委託できることとする。」
…⑤同様に、上井草保育園では、専任の用務員が削られたために園内の清掃や整備などで保育士が多忙になったと聞いております。

⑩「現在当該園に勤務している非常職員の継続雇用に配慮すること」

⇒意見) 下記への変更を提案します。

「現在当該園に勤務している非常勤職員は、本人の希望がある場合は原則雇用する。」…子どもたちは日々接する非常勤職員にも愛着を持っています。常勤保育士が総入れ替えとなっても、子どもたちが保育園に安心感を持って通えるよう、非常勤職員の雇用も保障してください。

【施設及び設備に関する条件】

⇒確認) 旧ガイドラインに記載されていた下記の点が削除されています。

「産休明け保育（生後57日から）を新たに行うこととし、対象園の定員を基本に区が定める定員程度の施設とすること。」

厚生労働省の資料『待機児童の状況*』を参照すると、0～2歳の保育需要が最も高いという認識ですが、今回

の素案で削除された理由があればお教えてください。

(* 参考『待機児童の状況(年齢別)』厚生労働省資料 :

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/h28/shouchou/160916_shiryous_5_2.pdf)

⇒意見) 新たに産休明け保育を行うことにこだわらなくても、当該園の受け入れ開始年齢(月齢)は維持するよう明記してください。

「①以下の法令などを遵守すること。」

⇒意見) 項目に「・労働関係法令」の追加を提案します。

「⑤屋外遊戯場として必要な面積は、基本的に敷地内の地上部に設けること。」

⇒意見) 下記への変更を提案します。

「⑤屋外遊戯場を必ず設けること。外遊戯場として必要な面積は、基本的に敷地内の地上部に設けること。」

⇒その他 意見) 項目に下記2点の追加を提案します。

「・屋内に運動室(ホール)を設けること。面積は区立保育園に準ずる。その他、プールなどは区立保育園の設備を継承する。」

「・既存園の敷地に設備を新設する際は、既存の樹木を伐採せず、維持する。」…子どもたちは園内の樹木などにもそれぞれに愛着を持っています。簡単に伐採することなく、やむを得ない場合は適切に移植するなど、子どもたちが慣れ親しんだ景色や環境を維持してもらいたいと考えます。

◆(6) 審査手順

⇒意見) 下記項目の追加を希望します。

「○財務状況に関する書類については、会計士による解説を選定委員会で公表し、選定委員の判断の参考にする。」

【その他】

●Q&A集の作成・配布

練馬区では、区立保育園を民間委託する際のガイドラインの他に、「区立保育園運營業務委託 Q & A *」を作成しています。杉並区でも民営化を進めるにあたって、保護者から寄せられるであろう質問(実際に他園の説明会で寄せられた質問)と回答を事前に配布することで、保護者の疑問や不安はある程度払拭できるのではないかと思います。「2 民営化の必要性と基本姿勢」や、「巻末資料」の項に付随するものとして、別資料としてまとめていただければと思います。

(* 参考: 練馬区 運營業務委託計画の推進についてのガイドラインと Q&A

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keikaku/shisaku/kyoiku/hokuenunei/guidline_QA.html)

●災害対応ガイドラインについて

今回の民営化ガイドラインの本筋から外れてしまいますので、別途提言させていただきます。

町田市では「町田市認可保育所・幼稚園等災害対応ガイドライン*」を策定しています。園ごとの裁量に任せられたガイドラインではなく、区として統一されたものがあると、どの保育施設に入所している家庭も安心できると思います。同様の取り組みを杉並区でも実施いただけるとありがたいです。

(* 参考: 町田市 認可保育所・幼稚園等災害対応ガイドライン策定

<http://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/koho/kisyakaiken/2018/kaiken20180725.html>)

●「杉並区の目指す保育と理念」の明文化

「1 改訂の趣旨」に「区立保育園で培ってきた保育の継承」という文がありますが、この内容が曖昧なままだと感じます。まず当ガイドラインの冒頭では、下記の点を約束いただきたいと思います。

- ① 区立保育園で培い実現してきた保育とは何か、今後目指す保育とは何か、その理念を述べ、それを民営化においても区の主導の下で継承すること。
- ② 憲法・児童福祉法・こどもの権利条約の理念を杉並区の保育においても実現すること。